

国道8号 彦根～東近江(仮称)

彦根長浜都市計画道路

豊郷甲良都市計画道路

湖東都市計画道路

近江八幡八日市都市計画道路

3・3・7号 びわこ東部幹線

3・3・1号 びわこ東部幹線

3・3・1号 びわこ東部幹線

3・3・4号 びわこ東部幹線

環境影響評価書の あらまし



滋 賀 県 令和7年12月

【目次】

1 事業概要	2
2 環境影響評価手続き	3
3 国道8号 彦根～東近江(仮称)の計画概要及び 予測地点概要図	4
4 環境影響評価の結果	6
5 今後の流れ	20

1 事業概要

はじめに

国道8号は、新潟県新潟市から京都府京都市へ至る延長約600kmの一般国道であり、地域の南北軸を担う主要幹線道路です。国道8号 彦根～東近江（仮称）は、彦根市～近江八幡市間を結ぶ、延長約23.6km・4車線の道路となっています。

環境影響評価法では、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」として環境アセスメントを実施することとしています。道路事業については4車線以上かつ延長10km以上のものが該当し、本事業も環境影響評価の対象となります。

本資料は、国道8号 彦根～東近江（仮称）に係る環境影響評価書の概要をとりまとめたものです。



都市計画対象道路事業の目的

対象地域である彦根～東近江間では、日常的な渋滞の発生により、高速ICまでのアクセス性が悪く産業活動や観光振興の妨げになっています。

また、渋滞に付随して国道8号では追突事故が多数発生しており、渋滞を回避するために幅員の狭い生活道路へ交通が流入することから、歩行者と車両の接触事故の危険性も高い地域となっています。

本事業は、「産業振興の促進」「渋滞の緩和」「交通安全の確保」「観光振興の促進」を目標とし、より良い地域づくりに寄与することを目的とします。

都市計画対象道路事業の内容

都市計画対象道路事業の名称	国道8号 彦根～東近江（仮称） 彦根長浜都市計画道路 3・3・7号 びわこ東部幹線 / 豊郷甲良都市計画道路 3・3・1号 びわこ東部幹線 湖東都市計画道路 3・3・1号 びわこ東部幹線 / 近江八幡八日市都市計画道路 3・3・4号 びわこ東部幹線		
都市計画決定権者	滋賀県（代表者の氏名：滋賀県知事 三日月 大造 / 住所：滋賀県大津市京町四丁目1番1号）		
事業予定者	国土交通省 近畿地方整備局（代表者の氏名：近畿地方整備局長 齋藤 博之 / 住所：大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番41号）		
事業の種類	一般国道の改築	道路区分	第3種第1級
延長	約23.6km	計画交通量	24,800～43,300台／日
車線数	4車線	構造の概要	地表式（平面構造、盛土構造、切土構造） 嵩上式（橋梁・高架構造、盛土構造） 地下式（トンネル構造）
設計速度	80km/h		
起終点	起点：滋賀県彦根市／終点：滋賀県近江八幡市	工事計画の概要	土工、橋梁工、トンネル工

環境保全への配慮事項

◆対象道路の位置・構造に係る配慮事項

- 市街地・集落、学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設、注目すべき生息地、重要な植物群落等、主要な眺望点及び景観資源、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源、現在確認されている文化財の通過をできる限り回避するとともに、自然環境及び土地の改変量を極力抑え、環境影響を回避又は低減させた計画
- 渡河部における河川の改変を極力抑えとともに、河川の機能を確保し、河川の流れを阻害しない河川幅を確保／橋脚の設置を予定している河川では、低水路に接しない位置に橋脚を設置するとともに、必要以上に橋脚の断面積を大きくしない計画
- 通過する横断道路や水路は、橋梁構造による横断及び桁下空間の確保、カルバート等の設置、付け替え道路の整備、流路の付け替え、トンネル構造の採用により機能を確保／動物の移動経路の分断やロードキルの発生を極力回避
- 周辺景観との調和や地域住民へ配慮した構造等の検討、在来種を使用した法面緑化の実施

◆工事計画に係る配慮事項

- 低騒音・低振動型建設機械、排出ガス対策型建設機械の採用
- 運搬経路の適切な設定、運搬車両及び積載量等の適切な管理、特定の時期、場所に集中しない工事計画の検討（工事の平準化）
- 建設発生土は盛土材として全て事業内利用。アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊は分別解体し、再資源化できないものは関係法令に基づき適正に処理・処分／伐採木は再利用を検討
- 周辺の生活環境及び自然環境への影響に配慮した建設発生土の仮置

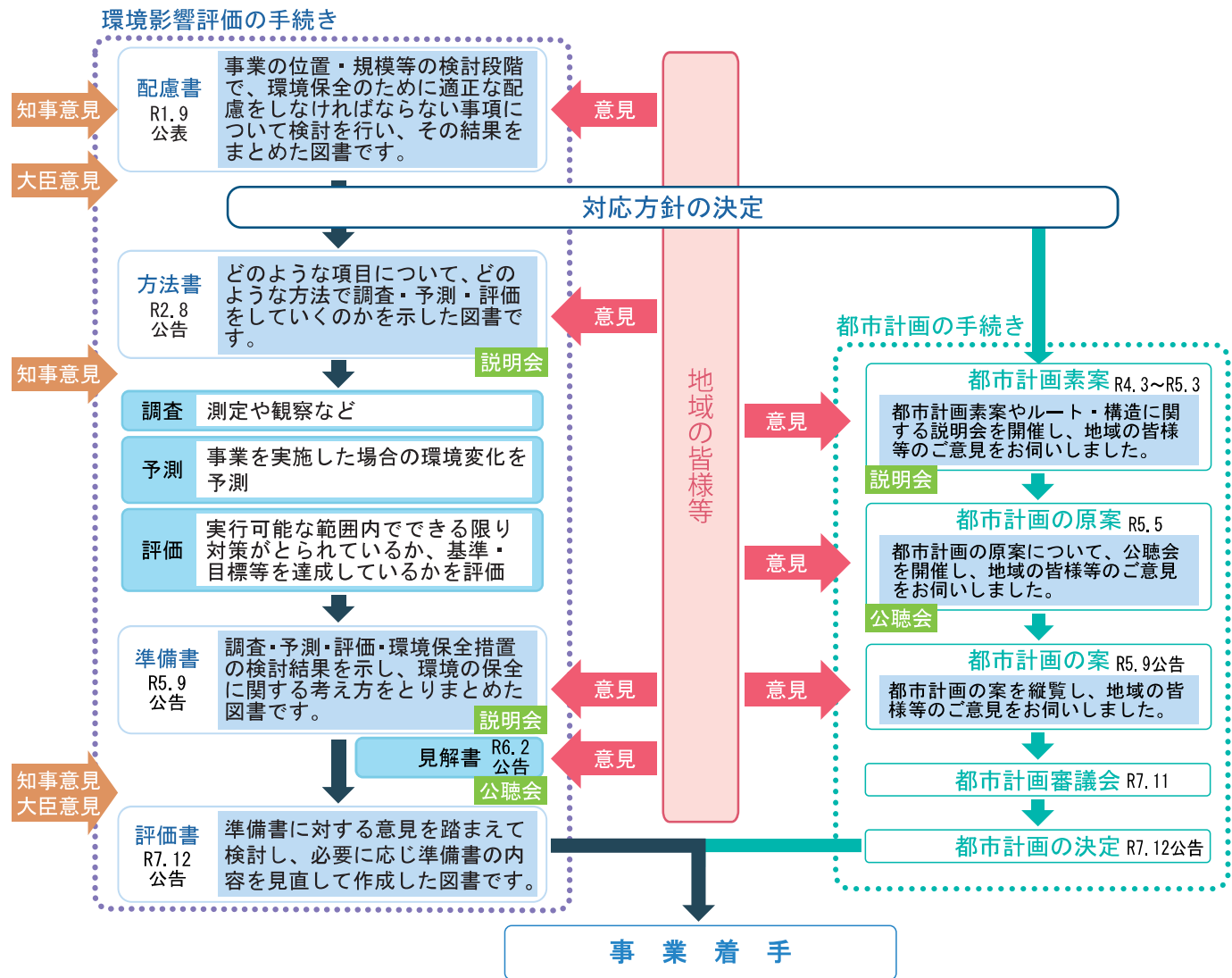
場の検討、仮置場までの適切な運搬及び仮置場の適切な管理

- 夜間作業を極力少なくする工事計画の検討
 - 工事施工ヤードは対象道路上を、工事用道路は既存道路を極力利用し、土地の改変を最小化／必要に応じて迂回路を設置し、横断道路の機能を確保
 - 必要に応じて仮設沈砂池、濁水処理施設の設置や現地条件等を勘案した速やかな法面整形や法面緑化を実施
 - 仮設切工法による直接流水に接しない施工、必要に応じて仮設材料による一時的な流路の切り直し等を実施
 - 工事前、工事中における地下水等の状況確認及びその結果を踏まえた施工方法の検討
 - 適切な火薬量による発破工法の採用や防音扉の設置等を検討
- #### ◆その他の配慮事項（温室効果ガス、埋蔵文化財）
- 効率的な施工計画の策定、「グリーン購入法」に基づく特定調達品目等（資材、建設機械及び工法）の使用
 - 省エネルギー性能の高い機器の活用、再生可能エネルギーの導入
 - 本事業の供用前後の温室効果ガス排出量の変化の把握を検討
 - 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策計画や「パリ協定」に基づく成長戦略としての長期戦略等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映
 - 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化対策の推進に係る関係地方公共団体の実行計画と連携した排出削減対策等が行われるよう配慮
 - 「文化財保護法」等に基づく適切な措置

2 環境影響評価手続き

環境影響評価書について／これまでの経緯

「環境影響評価書」（以下、評価書）は、環境調査の結果や、大気質や騒音、水質、動植物、景観、文化財などの環境に与える影響の予測結果、環境への影響を回避・低減及び代償するために講じようとする環境保全措置、これらの結果を踏まえた環境影響評価の結果等についてとりまとめた「環境影響準備書」（以下、準備書）に対して頂いた意見の内容を検討し、必要に応じ内容を見直したものです。



環境影響評価の項目

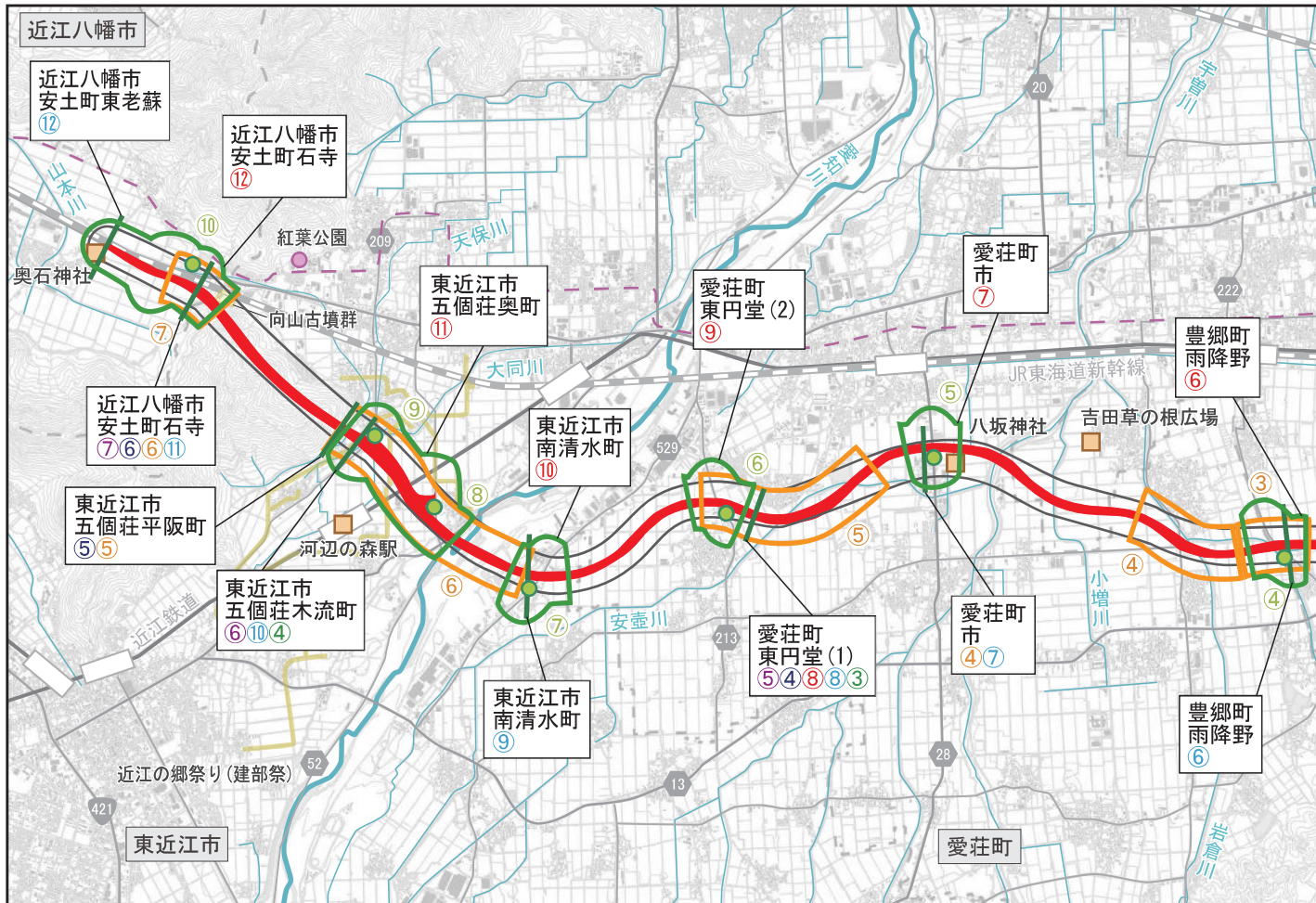
環境影響評価の項目は、配慮書及び方法書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

環境要素の区分		浮遊粒子状物質・大気質(二酸化窒素)	大気質(粉じん等)	騒音	振動	低周波音	水質(水の濁り)	その他(日照障害)	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
影響要因の区分	工事の実施	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●
	存在							●	●	●	●	●	●		●
	供用	●		●	●	●									

●：環境影響評価項目

3 国道8号 彦根～東近江(仮称)の

平面図

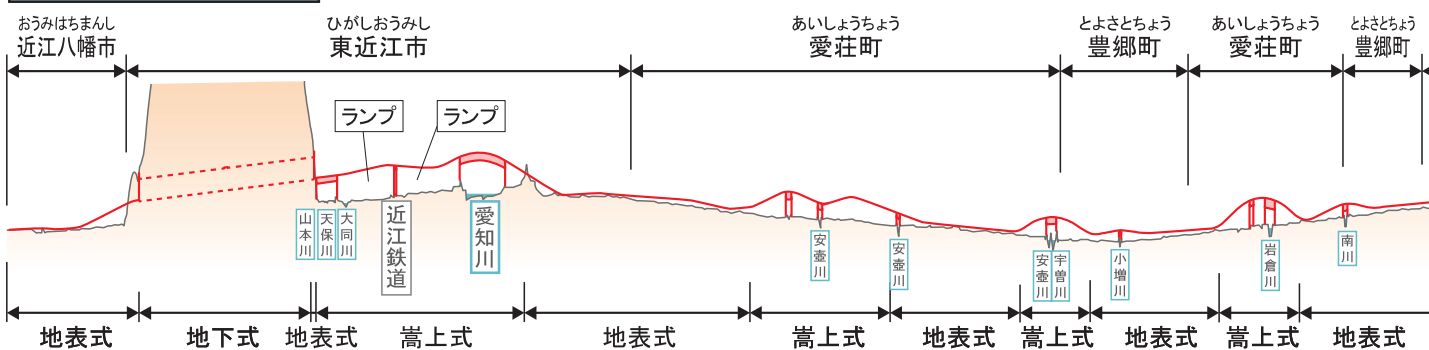


【凡例】

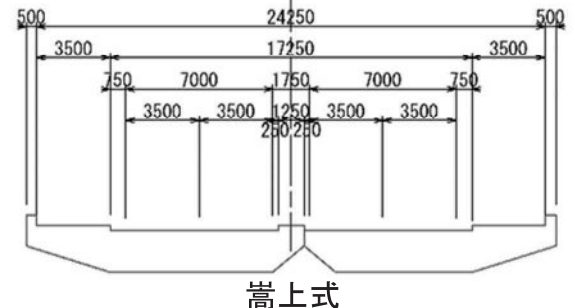
- 都市計画対象道路
- 事業実施区域※
- 都市計画対象道路

- 大気質・騒音・振動・低周波音（建設機械の稼働）
- ①～⑦ 大気質（建設機械の稼働）
- ①～⑥ 騒音（建設機械の稼働）
- ①～⑥ 振動（建設機械の稼働）

縦断図(イメージ)

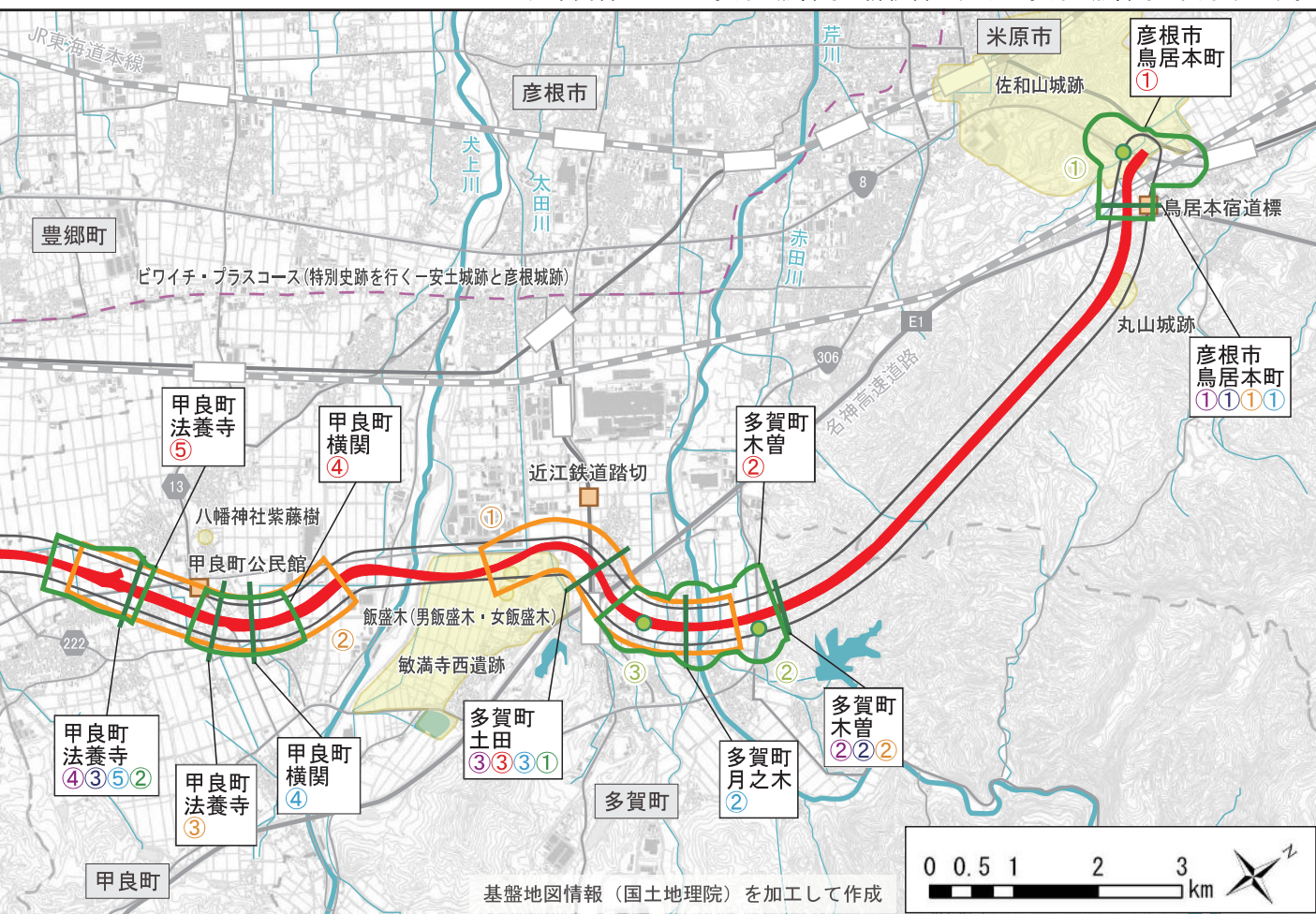


標準横断図



計画概要及び予測地点概要図

注) 本資料で示した予測地点番号は評価書における予測地点番号と異なります。



稼働、自動車の走行) 予測地点

①～⑫ 大気質・騒音（自動車の走行）

①～⑫ 振動（自動車の走行）

①～④ 低周波音（自動車の走行）

大気質・騒音・振動
(工事用車両の運行) 予測地点

日照障害予測地点

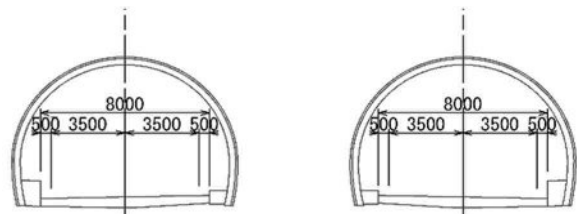
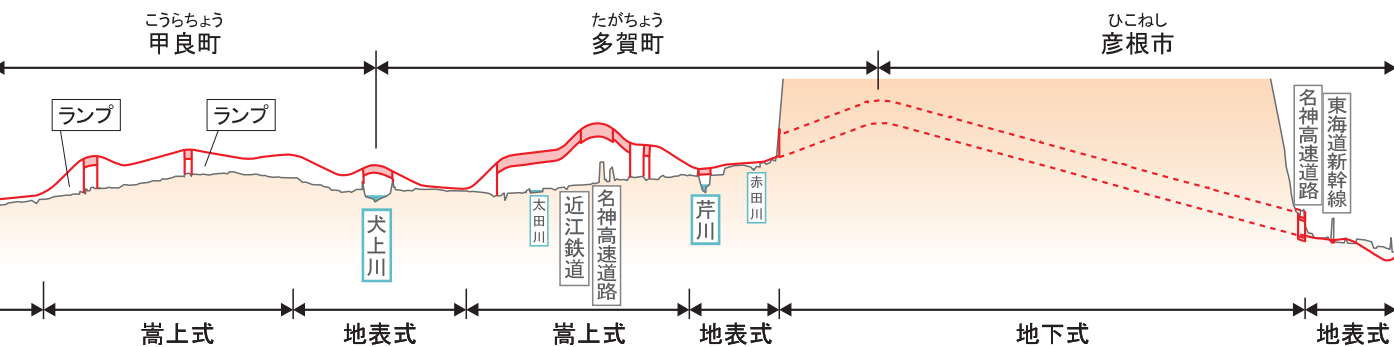
■ 主要な眺望点（身近な自然景観）

● 人と自然との触れ合いの活動の場（一部）

文化財（一部）

河川及び湖沼

—— 行政界



地下式

(单位: mm)

※「都市計画対象道路事業実施区域」（以下、実施区域）とは、当該道路事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲とし、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される概ねの範囲も含むものとします。なお、実施区域は、評価書の作成の時点において、既に変更の余地のないものとして決定されている区域という趣旨ではなく、その時点において対象事業の実施が見込まれる区域をいいます。

4 環境影響評価の結果

環境影響評価の結果

選定した環境影響評価の項目について予測・評価を行いました。その結果、環境影響が考えられる項目については環境保全措置を検討しました。さらに、必要な場合は事後調査の実施も検討しました。

大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じん等）

■建設機械の稼働（予測地点：①～⑦）

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての予測地点において環境基準以下になると予測されます。

粉じん等は、一部（3地点）の地点で参考となる値を超過すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		粉じん等 (t/km ² /月)	
		予測結果 (日平均値の年間98%値)	環境基準	予測結果 (日平均値の年間2%除外値)	環境基準	予測結果	参考となる値
①	彦根市鳥居本町	0.023	0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内 又は それ以下	0.029	0.10	2.1~2.9 [7.7~10.7]	10
②	多賀町木曾	-		-		2.4~3.0 [8.9~11.0]	
③	多賀町土田	0.019		0.035		-	
④	甲良町法養寺	0.019		0.031		1.2~2.5	
⑤	愛荘町東円堂(1)	0.020		0.031		2.5~4.9	
⑥	東近江市五個荘木流町	0.018		0.041		3.5~7.3 [12.9~26.9]	
⑦	近江八幡市安土町石寺	0.017		0.041		0.3~0.5	

注) 予測結果の[]は、環境保全措置（散水）前の値を示します。

環境保全措置

「排出ガス対策型建設機械の採用」、「作業方法への配慮」、「散水」、「仮囲いの設置」の措置を行います。

大気質 解説

二酸化窒素…… 大気中の窒素酸化物の主要成分です。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成するほか、物の燃焼により直接発生するものもあります。

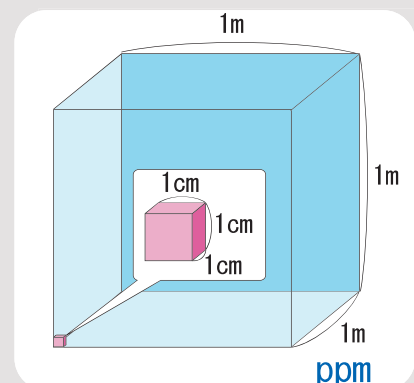
浮遊粒子状物質…… 大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質のことです。大気中の粉じんには粒径、成分の様々なものがあり、一般的には粒径が10μm以下の小さなものを「浮遊粒子状物質（SPM）」といいます。

粉じん等…… 大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質のことです。一般的には粒径が10μm（＝0.01mm）程度以上の大きなものを「降下ばいじん」といいます。

日平均値の年間98%値…… 1年を通じて得られた日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる日平均値をいいます。

日平均値の年間2%除外値…… 1年を通じて得られた日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲内にあるものを除外した日平均値をいいます。

ppm…… 物質の割合を表す単位で、1ppmは1m³の空气中に1cm³の物質が存在する場合の濃度を示します。



■工事用車両の運行（予測地点：①～⑩）

二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び粉じん等は、すべての予測地点において環境基準又は参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		粉じん等 (t/km ² /月)	
		予測結果 (日平均値の年間98%値)	環境基準	予測結果 (日平均値の年間2%除外値)	環境基準	予測結果	参考となる値
①	彦根市佐和山町	0.024	0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内 又は それ以下	0.029	0.10	3.1～4.8	10
②	多賀町木曾	0.016		0.035		1.9～2.8	
③	多賀町多賀	0.016		0.035		3.2～4.2	
④	豊郷町雨降野	0.017		0.031		5.7～7.1	
⑤	愛荘町市	0.017		0.031		2.3～3.3	
⑥	愛荘町東円堂	0.017		0.031		2.3～3.0	
⑦	東近江市南清水町	0.018		0.041		3.9～5.4	
⑧	東近江市五個荘奥町	0.017		0.041		2.3～3.6	
⑨	東近江市五個荘平阪町	0.017		0.041		1.7～2.8	
⑩	近江八幡市安土町石寺	0.018		0.041		0.9～1.8	

環境保全措置

「工事用車両の分散」、「作業者に対する工事用車両の運行の指導」、「工事用車両の洗車」の措置を行います。

環境基準…………… 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定された行政上の政策目標値です。

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年7月11日環境庁告示第38号) の環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下 であること。
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和48年5月8日環境庁告示第25号)の 環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下 であること。

参考となる値…………… 「道路環境影響評価の技術手法」（国総研資料第714号 2.3、2.4）に示されている降下ばいじんの参考となる値です。環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/km²/月が目安と考えられます。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の値は10t/km²/月です。
評価においては、建設機械の稼働や工事用車両の走行による寄与を対象とすることから、これらの差である10t/km²/月を参考となる値としました。

作業方法への配慮…………… 停車中の車両等のアイドリングを止める、建設機械の複合同時稼働、高負荷運転を極力避ける等のことです。

■ 自動車の走行 (予測地点：①～⑫)

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての予測地点において環境基準以下になると予測されます。

番号	予測地点		二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	
			予測結果 (日平均値の年間98%値)	環境基準	予測結果 (日平均値の年間2%除外値)	環境基準
①	彦根市鳥居本町	東側	0.029	0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内 又は それ以下	0.029	0.10
		西側	0.037		0.030	
②	多賀町木曾	東側	0.040		0.039	
		西側	0.021		0.035	
③	多賀町土田	北側	0.016		0.035	
④	甲良町横関	東側	0.018		0.031	
		西側	0.018		0.031	
⑤	甲良町法養寺	東側	0.019		0.031	
		西側	0.019		0.031	
⑥	豊郷町雨降野	東側	0.019		0.031	
		西側	0.019		0.031	
⑦	愛荘町市	東側	0.020		0.031	
		西側	0.019		0.031	
⑧	愛荘町東円堂(1)	西側	0.018		0.031	
⑨	愛荘町東円堂(2)	東側	0.019		0.031	
		西側	0.019		0.031	
⑩	東近江市南清水町	東側	0.020		0.041	
		西側	0.019		0.041	
⑪	東近江市五個荘奥町	北側	0.021		0.041	
		南側	0.019		0.041	
⑫	近江八幡市安土町石寺	北側	0.020		0.041	
		南側	0.020		0.041	

騒音

■建設機械の稼働（予測地点：①～⑥）

騒音は、一部（4地点）の予測地点で規制基準を超過すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、すべての予測地点において規制基準以下になると予測されます。

単位：dB

番号	予測地点	予測高さ	予測結果	規制基準
①	彦根市鳥居本町	1.2m	75	85
②	多賀町木曾		80[91]	
③	甲良町法養寺		80[88]	
④	愛荘町東円堂(1)		83[93]	
⑤	東近江市五個荘平阪町		80[91]	
⑥	近江八幡市安土町石寺		80	

注）予測結果の[]は、環境保全措置（防音パネルなどの遮音対策）前の値を示します。

環境保全措置

「低騒音型建設機械の採用」、「防音パネルなどの遮音対策」、「作業方法の改善」の措置を行います。

番号	予測地点	環境保全措置の内容
②	多賀町木曾	防音パネルなどの遮音対策 (敷地境界位置に高さ1.5mの防音パネルを設置)
③	甲良町法養寺	
④	愛荘町東円堂(1)	
⑤	東近江市五個荘平阪町	

■工事用車両の運行（予測地点：①～⑩）

騒音は、一部（2地点）の予測地点で環境基準又は要請限度を超過すると予測されますが、これは現況値が環境基準等を上回っているものであり工事用車両による寄与は現況値を増加させるものではありません。

単位：dB

番号	予測地点	予測高さ	現況値	予測結果		環境基準	要請限度
				工事用車両	合成値		
①	彦根市佐和山町	1.2m	76	61	76	70	75
②	多賀町木曾		69	56	69		
③	多賀町多賀		60	56	61		
④	豊郷町雨降野		60	57	62		
⑤	愛荘町市		63	55	64		
⑥	愛荘町東円堂		64	57	65		
⑦	東近江市南清水町		71	59	71		
⑧	東近江市五個荘奥町		64	55	64		
⑨	東近江市五個荘平阪町		65	56	65		
⑩	近江八幡市安土町石寺		66	50	66		

環境保全措置

「工事用車両の分散」、「作業者に対する工事用車両の運行の指導」の措置を行います。

■ 自動車の走行（予測地点：①～⑫）

騒音は、一部（10地点）の予測地点で環境基準を超過すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、「甲良町横関」、「東近江市五個荘奥町」以外の予測地点において環境基準以下になると予測されます。

「甲良町横関」及び「東近江市五個荘奥町」については、対象道路の騒音値は超過しませんが、対象道路以外の道路の影響により超過します。

対象道路以外の道路においては、当該道路管理者及び事業者が連携・調整を図りながら、将来における交通量の状況等を勘案し、必要に応じて環境保全対策を講じます。

単位：dB

番号	予測地点		近接空間				背後地			
			昼間		夜間		昼間		夜間	
			予測結果	環境基準	予測結果	環境基準	予測結果	環境基準	予測結果	環境基準
①	彦根市鳥居本町	東側	67[78]	70	63[74]	65	58[69]	65	54[65]	60
		西側	62[77]		58[73]		58[69]		54[66]	
②	多賀町木曾	東側	59[78]		55[74]		62[71]		58[66]	
		西側	68[79]		64[75]		64[71]		59[67]	
③	多賀町土田	北側	55		52		54		51	
④	甲良町横関	東側	72[72]		63[63]		62[67]		58[63]	
		西側	72[72]		62[63]		66[68]		58[61]	
⑤	甲良町法養寺	東側	66[75]		62[71]		62[71]		58[67]	
		西側	66[75]		62[71]		61[71]		57[67]	
⑥	豊郷町雨降野	東側	66[75]		62[71]		62[71]		58[67]	
		西側	66[74]		62[70]		62[71]		58[67]	
⑦	愛荘町市	東側	63[76]		58[72]		64[71]		60[67]	
		西側	65[76]		60[72]		62[72]		57[67]	

騒音解説

近接空間……敷地境界より20m（2車線以下の既存道路については15m）以内の地域を指します。

背後地……敷地境界より20m（2車線以下の既存道路については15m）以遠の地域を指します。

dB（デシベル）…音や振動の大きさを表す単位です。

騒音レベルの大きさの目安

騒音の大きさ (dB)	目安
80～90	パチンコ店内、ゲームセンター店内
70～80	飛行機の機内、セミの声
60～70	バスの車内
50～60	博物館の館内、郵便局の窓口周辺
40～50	図書館の館内



規制基準……公害の原因となる行為を規制するための基準です。

環境基準……人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定された行政上の政策目標値です。

要請限度……自動車騒音または道路交通振動を低減するために道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値の事です。

番号	予測地点		近接空間				背後地			
			昼間		夜間		昼間		夜間	
			予測結果	環境基準	予測結果	環境基準	予測結果	環境基準	予測結果	環境基準
⑧	愛荘町東円堂(1)	西側	61	70	59	65	59	65	56	60
⑨	愛荘町東円堂(2)	東側	65[75]		61[71]		62[71]		57[67]	
		西側	68[75]		64[70]		63[71]		58[67]	
⑩	東近江市南清水町	東側	65[75]		60[71]		62[71]		56[67]	
		西側	63[75]		59[71]		62[71]		56[67]	
⑪	東近江市五個荘奥町	北側	70		61		65		58	
		南側	72		63		65		58	
⑫	近江八幡市安土町石寺	北側	64[75]		60[71]		61[70]		57[66]	
		南側	68[75]		64[71]		60[70]		56[66]	

注1) 予測値は、高さ1.2m及び4.2mのうち、高い方の値を示します。

注2) 予測結果の[]は、環境保全措置（遮音壁の設置）前の値を示します。

環境保全措置

「遮音壁の設置」の措置を行います。

注) 環境保全措置の具体化の検討時期は、道路の詳細設計段階とし、保全すべき対象等の状況を勘案し、最新の技術指針等を踏まえて決定します。

番号	予測地点	環境保全措置の内容
①	彦根市鳥居本町	遮音壁の設置（路面から高さ3.5m～4.5m）
②	多賀町木曾	遮音壁の設置（路面から高さ2.0m～3.5m）
④	甲良町横関	遮音壁の設置（路面から高さ1.0m）
⑤	甲良町法養寺	遮音壁の設置（路面から高さ1.0m～2.5m）
⑥	豊郷町雨降野	遮音壁の設置（路面から高さ2.0m）
⑦	愛荘町市	遮音壁の設置（路面から高さ3.0m～3.5m）
⑨	愛荘町東円堂(2)	遮音壁の設置（路面から高さ1.0m～3.0m）
⑩	東近江市南清水町	遮音壁の設置（路面から高さ3.5m～4.5m）
⑫	近江八幡市安土町石寺	遮音壁の設置（路面から高さ1.0m～4.0m）

建設機械の稼働に係る騒音

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
騒音レベルの90%レンジの上端値 (L_{A5}) または騒音レベルの最大値の90%レンジの上端値 ($L_{A, Fmax, 5}$)	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号)の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	85dB以下

工事用車両の運行に係る騒音

項目	整合を図るべき基準又は目標	地域の区分	基準値
等価騒音レベル (L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)の環境基準	幹線交通を担う道路に近接する空間の基準	昼間：70dB以下
	「騒音規制法第十七条第一項の指定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)による自動車騒音の限度	幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度	昼間：75dB以下

注) 時間区分は、昼間(6時～22時)です。

自動車の走行に係る騒音

項目	整合を図るべき基準又は目標	地域の区分	基準値
等価騒音レベル (L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)の環境基準	幹線交通を担う道路に近接する空間の基準	昼間：70dB以下 夜間：65dB以下
		B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域の基準値	昼間：65dB以下 夜間：60dB以下

注1) 時間区分は、昼間(6時～22時)、夜間(22時～6時)です。

注2) B地域とは、主として住居の用に供される地域です。

注3) C地域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域です。

振動

建設機械の稼働（予測地点：①～⑥）

振動は、すべての予測地点において規制基準以下になると予測されます。

単位：dB

番号	予測地点	予測結果	規制基準
①	彦根市鳥居本町	58	75
②	多賀町木曾	64	
③	甲良町法養寺	63	
④	愛荘町市	63	
⑤	東近江市五個荘平阪町	64	
⑥	近江八幡市安土町石寺	63	

環境保全措置

「低振動型建設機械の採用」、「作業方法の改善」の措置を行います。

工事用車両の運行（予測地点：①～⑩）

振動は、すべての予測地点において要請限度以下になると予測されます。

単位：dB

番号	予測地点	予測結果	要請限度
①	彦根市佐和山町	49	65
②	多賀町木曾	38	
③	多賀町多賀	30	
④	豊郷町雨降野	32	
⑤	愛荘町市	44	70
⑥	愛荘町東円堂	39	
⑦	東近江市南清水町	37	65
⑧	東近江市五個荘奥町	38	
⑨	東近江市五個荘平阪町	29	
⑩	近江八幡市安土町石寺	41	

環境保全措置

「工事用車両の分散」、「作業者に対する工事用車両の運行の指導」の措置を行います。

振動解説

規制基準・・・公害の原因となる行為を規制するための基準です。

要請限度・・・自動車騒音又は道路交通振動を低減するために道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値の事です。

振動レベルの大きさの目安 (dB)



建設機械の稼働に係る振動

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
振動レベルの80%レンジの上端値 (L ₁₀)	「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)による特定建設作業の規制に関する基準	75dB以下

工事用車両の運行に係る振動

項目	整合を図るべき基準又は目標	地域の区分	基準値
振動レベルの80%レンジの上端値 (L ₁₀)	「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)による道路交通振動の限度	第1種区域	昼間：65dB以下
		第2種区域	昼間：70dB以下

注1) 時間区分は、昼間(8時～19時)です。

注2) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域および住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業などの用に供される区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

■ 自動車の走行 (予測地点：①～⑫)

振動は、すべての予測地点において要請限度以下になると予測されます。

単位：dB

番号	予測地点		予測結果		要請限度	
			昼間	夜間	昼間	夜間
①	彦根市鳥居本町	西側	52	51	65	60
②	多賀町月之木	西側	41	39		
③	多賀町土田	北側	47	45		
④	甲良町横関	西側	42	41		
⑤	甲良町法養寺	西側	46	45		
⑥	豊郷町雨降野	東側	46	44		
⑦	愛荘町市	東側	47	46		
⑧	愛荘町東円堂(1)	西側	45	44	70	65
⑨	東近江市南清水町	東側	49	47		
⑩	東近江市五個荘木流町	北側	45	43	65	60
⑪	近江八幡市安土町石寺	北側	50	49		
⑫	近江八幡市安土町東老蘇	南側	53	52		

自動車の走行に係る振動

項目	整合を図るべき基準又は目標	地域の区分	基準値
振動レベルの80%レンジの上端値(L ₁₀)	「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)による道路交通振動の限度	第1種区域	昼間：65dB以下 夜間：60dB以下
		第2種区域	昼間：70dB以下 夜間：65dB以下

注1) 時間区分は、昼間(8時～19時)、夜間(19時～8時)です。

注2) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域および住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業などの用に供される区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

低周波音

■ 自動車の走行 (予測地点：①～④)

低周波音は、すべての予測地点において参考となる値以下になると予測されます。

単位：dB

番号	予測地点		予測結果		参考となる値	
			L ₅₀	L _{G5}	L ₅₀	L _{G5}
①	多賀町土田	北側	75	83	90	100
②	甲良町法養寺	西側	77	84		
③	愛荘町東円堂(1)	西側	79	86		
④	東近江市五個荘木流町	北側	70	80		

低周波音 解説

参考となる値……………L₅₀の参考となる値は一般環境中に存在する低周波音圧レベル、L_{G5}の参考となる値は平均的な被験者が知覚できるG特性低周波音圧レベルを示します。

L₅₀(50%時間率音圧レベル)……………1～80Hzの音圧レベルのうち、測定時間内の値の中央(50%)にあたるものを示します。

L_{G5}(G特性5%時間率音圧レベル)……………1～20HzのG特性低周波音圧レベルのうち、測定時間内の値の大きいものから5%にあたるものを示します。

水質（水の濁り）

■切土工等、工事施工ヤード・工事用道路等の設置

土工事及びトンネル工事に伴う裸地等の表土から、降雨等により濁水が発生する可能性が考えられますが、必要に応じて速やかな法面整形や法面緑化、仮設沈砂池や濁水処理施設の設置を行うことにより、水の濁りは抑制されると予測されます。

環境保全措置

「仮設沈砂池や濁水処理施設の設置」、「裸地化の抑制」の措置を行います。

■水底の掘削等

橋脚の設置を予定している「芹川」、「犬上川」及び「愛知川」では、仮締切工法による直接流水に接しない施工を行うとともに、必要に応じて仮設材料による一時的な流路の切り回し等を行うことにより、水の濁りは抑制されると予測されます。

環境保全措置

「仮締切工法による直接流水に接しない施工」、「仮設材料による一時的な流路の切り回し等」の措置を行います。

水質解説 裸地化の抑制……………土工部の速やかな転圧及び法面整形、法面等を植皮して早期に回復させて裸地を解消する、あるいはシート張り等を行うことにより、降雨時に発生する濁水の周辺河川への流出を防止します。

仮締切工法による直接流水に接しない施工……………河川内の工事に際し止水性の高い仮締切工を行うことにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺河川への流出を防止します。

仮設材料による一時的な流路の切り回し……………河川内の工事に際し水路等の切り回しを行うことにより、改変により巻き上げられる浮遊物質の周辺河川への流出を防止します。

日照阻害

■道路（嵩上式）の存在（予測地点：①～⑦）

日照阻害は、「多賀町多賀付近」及び「東近江市五個荘奥町付近」において参考となる値を超過しますが、環境保全措置を実施することで、環境負荷を低減します。

なお、事業実施段階において必要に応じて「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」の規定に基づき適切に対処します。

番号	予測地点	予測高さ	予測結果	参考となる値
①	多賀町多賀付近	4.0m	5時間以上	2階で5時間
②	甲良町北落付近		日影は生じない	
③	豊郷町雨降野付近		日影は生じない	
④	愛荘町西出付近		日影は生じない	
⑤	愛荘町矢守付近		日影は生じない	
⑥	東近江市五個荘奥町付近		5時間以上	
⑦	近江八幡市安土町付近		日影は生じない	

環境保全措置

「高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫」の措置を行います。

日照阻害解説 参考となる値……………「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年建設省計用発第4号）の公共施設の設置後の日陰時間です。

高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫……………高架構造物の桁高の検討、桁下空間の確保します。

■工事の実施及び道路の存在

現地調査により、重要な動物は192種、重要な植物は56種、重要な植物群落は1群落確認されました。また、地域を特徴づける生態系は、現地調査結果を基に「山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系」、「低地・台地の田園域を中心とする生態系」及び「河川（中～下流域）を中心とする生態系」を設定しました。

予測結果は下表のとおり、一部の種で生息又は生育環境が保全されないと予測されますが、環境保全措置を実施することで環境負荷を回避・低減します。

項目	予測結果
動物	すべての重要な動物について、生息環境は保全されると予測されます。
植物	- 重要な種であるウリカワ、サイハイラン、ミクリ、オグルマ、レンプクソウ、ヤワラゼニゴケにおいて、生育環境は保全されないと予測されます。 - その他の重要な植物及び植物群落については、生育環境は保全されると予測されます。  ウリカワ  サイハイラン  ミクリ  オグルマ  レンプクソウ  ヤワラゼニゴケ
生態系	すべての生態系について、生息・生育基盤は保全されると予測されます。

環境保全措置

「移動経路の確保」、「使用重機の配慮」、「濁水処理施設の設置」、「河川への影響に配慮した施工」、「道路照明の漏れ出しを防止した構造及び誘因性の低い照明の採用」、「工事関係者の教育」、「重要な植物種の移植又は播種」の措置を行います。

事後調査

項目	調査項目	調査時期	調査範囲	調査方法
植物	移植又は播種した植物の生育状況	各種の生活史及び生育特性等に応じて設定	移植又は播種を講じた植物の生育地（ウリカワ、サイハイラン、ミクリ、オグルマ、レンプクソウ、ヤワラゼニゴケ）	移植又は播種を講じた植物の生育状況（株数、形状・生育高、開花・結実状況等）、並びに生育環境の状況確認

注）事後調査の実施時期及び実施方法等については、事業実施段階において、専門家等の意見を踏まえて検討し、適切に事後調査を実施します。

動植物生態系解説

移動経路の確保……………ボックスカルバート等の設置により、動物の移動経路の分断を低減します。

河川への影響に配慮した施工……………河川内における基礎工事等において、濁水処理施設の設置及び仮締切工法による直接流水に接しない施工や仮設材料による一時的な流路の切り回し等を行うことにより水の濁りに係る影響を低減します。

工事関係者の教育……………工事関係者に環境配慮の方針や方法を説明し、工事中的影響を回避又は低減します。

■工事の実施及び道路の存在

実施区域及びその周辺には、主要な眺望点（身近な眺望点を含む）が13地点分布しています。また、各眺望点から、景観資源として、佐和山、青竜山、荒神山、織山、箕作山、霊仙山、琵琶湖、琵琶湖国定公園、湖東県立自然公園及び耕作地が眺望できます。

主要な眺望景観（身近な自然景観を含む）のうち、身近な自然景観の「近江鉄道踏切」、「甲良町公民館」、「八坂神社」からの眺望景観に変化が生じると予測されますが、環境保全措置を実施することで環境負荷を低減します。

<鳥居本宿道標>（彦根市）



<近江鉄道踏切>（多賀町）



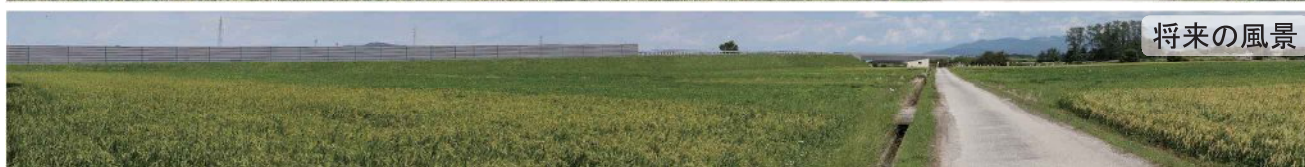
<甲良町公民館>（甲良町）



＜吉田草の根広場＞（豊郷町）



＜八坂神社＞（愛荘町）



＜河辺の森駅＞（東近江市）



＜奥石神社＞（近江八幡市）



環境保全措置

「構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」、「地形改変部（法面含む）の緑化」の措置を行います。

人と自然との触れ合いの活動の場

■工事の実施及び道路の存在

実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が11地点分布しています。

すべての予測地点において改変や変化はほとんど生じない、又は生じないと予測され、環境保全措置を実施することで環境負荷を低減します。



環境保全措置

「構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」、「サイクリングコース、アクセス道路等の移設・機能復旧」の措置を行います。

廃棄物等

■切土工等又は既存の工作物の除去

事業の実施により発生する建設発生土は、事業内利用の促進により全てを実施区域内の盛土材として再利用する計画です。また、発生するアスファルト・コンクリート塊のうち再資源化できないものについては、関係法令に基づいて適正に処理・処分します。

環境保全措置

「事業内利用の促進」、「再資源化施設への搬入」の措置を行います。

文化財

■工事の実施及び道路の存在

実施区域及びその周辺には、主要な有形の文化財が115件、主要な伝承文化が31件存在しています。

埋蔵文化財の「佐和山城跡」、「丸山城跡」、「向山古墳群」、「敏満寺西遺跡」は直接改変が生じると予測されますが、事業実施段階において文化財保護法等に基づき、関係機関と協議・連携のうえ、適切な措置を講じることなど、環境保全措置を実施することで環境負荷を低減します。



環境保全措置

「文化財保護法等に基づく適切な措置」、「構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」、「地形改変部（法面含む）の緑化」、「アクセス道路等の移設・機能復旧」の措置を行います。

環境影響の総合的な評価

本環境影響評価では、環境保全への配慮事項を前提に
以下の環境要素について、調査、予測及び評価を行いました。

配慮事項
P. 2 参照

- ①大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質） ②大気質（粉じん等） ③騒音 ④振動
⑤低周波音 ⑥水質（水の濁り） ⑦日照障害 ⑧動物 ⑨植物 ⑩生態系
⑪景観 ⑫人と自然との触れ合いの活動の場 ⑬廃棄物等 ⑭文化財



予測・評価結果

P. 6～18
参照

各要素について事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより
対象道路が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図られています。

基準又は目標値、参考値を満足及び影響がない又は小さいと予測・評価した項目

- ①大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質） ②大気質（粉じん等）（工事用車両の運行）
③騒音（工事用車両の運行） ④振動 ⑤低周波音 ⑥水質（水の濁り） ⑧動物
⑩生態系 ⑫人と自然との触れ合いの活動の場 ⑬廃棄物等

環境保全措置を実施することで回避又は低減されていると評価した項目

- ②大気質（粉じん等）（建設機械の稼働） ③騒音（建設機械の稼働、自動車の走行）
⑦日照障害 ⑨植物 ⑪景観 ⑭文化財



事後調査

P. 15
参照

- ⑨植物 [調査項目] 移植又は播種した植物の生育状況



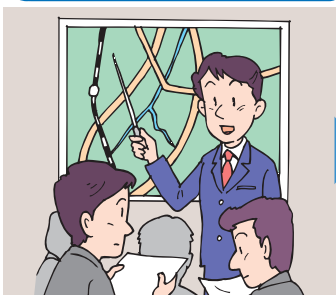
都市計画対象道路事業に係る環境の保全についての
適正な配慮がなされていると評価

- ・ 今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行います。
- ・ 環境保全措置の具体化にあたっては、これまでの調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、透明性及び客観性の確保に努めつつ、十分な検討を行います。
- ・ 工事の実施にあたっては、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、工事説明会等の場を活用して、地域住民等に対し丁寧な説明に努めます。
- ・ 事業実施段階及び供用後の周囲の生活環境（土地利用の変化）や自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更並びに交通量等について、関係機関と協力し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切に把握するものとします。
- ・ 本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが現段階で予測し得なかった著しい影響がみられた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。
- ・ 事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があることから、社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化を考慮した上で、生活環境及び自然環境への影響について、調査、予測及び評価の項目を再検討し、調査、予測及び評価を再実施します。また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。

5 今後の流れ

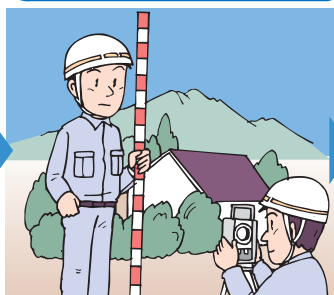
事業着手後の標準的な流れ

① 事業の概略説明



概略の図面で計画した基本設計で地元の関係者の方々に説明します。

② 測量・地質調査



関係者の了解を得て、現地の測量及び地質等を調査して、現地の状況を把握します。

③ 道路設計



現地調査の結果に基づき、道路の設計を行います。

④ 設計説明・協議



地元関係者の方と道路の設計図について協議します。

⑤ 用地幅杭設置



設計協議完了後、現地に道路用地として必要な幅を明示する用地幅杭を設置します。

⑥ 用地調査(用地測量と物件調査)



用地幅杭を設置した後、関係者と立会のうえ境界を確認し、一筆毎の用地測量や建物等物件の調査をします。

⑦ 用地説明・協議



関係者と用地買収、家屋移転等について協議します。

⑧ 用地買収(調印と登記手続)



地権者の皆様と用地協議の了解が得られたら契約調印のうえ、登記手続と補償金の支払いをします。

⑨ 工事説明

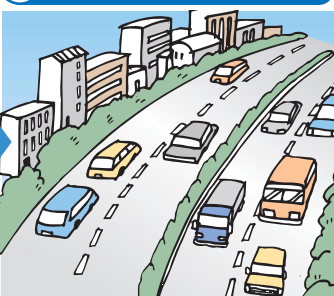


工事に御迷惑をおかけしないように工事の進め方、工事中の交通処理等について説明します。

⑩ 工 事



⑪ 道路の開通



…以上です。



手続きに関する問い合わせ先

滋賀県 土木交通部 都市計画課 都市計画係
電話：077-528-4182

事業に関する問い合わせ先

滋賀県 土木交通部 道路整備課 高速・幹線道路推進室
電話：077-528-4142